

◆学位の名称

本学において授与する学位は次の通りとする。

博士（工学） 博士（学術） 修士（工学） 修士（学術）

学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

◆学位の授与要件

学位は、大学院学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に授与する。

博士の学位は、手続きに基づいた学位論文の提出により、工学研究科教授会において本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、工学研究科教授会の意見を聴いて学長が授与することができる。

◆学位論文提出

学位審査を受ける者は、以下のとおり学位論文と関係書類を添え、指導教員を通じて工学研究科長に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(1) 修士

主論文 1 篇、1 冊、2 通

論文要旨 1 部

(2) 博士

主論文 1 篇、1 冊、3 通

参考論文 3 篇以上、1 冊、1 通

論文目録 1 部

論文要旨 1 部

履歴書 1 部

審査のため必要あるときは、論文の訳文、他の論文、模型又は標本等を提出させることができる。

大学院学則に定められた学位論文審査手数料を学位論文提出時に納入しなければならない。

◆論文審査委員会

学位論文の提出があったときは、工学研究科長は工学研究科教授会にその審査を付託する。

学位論文の審査を付託された工学研究科教授会は、博士課程においては指導教員を主査とした4名以上、修士課程においては指導教員を主査とした3名以上の教員をもって論文審査委員会をつくり、論文審査にあたる。

工学研究科教授会において必要と認めたときは、他の大学院または研究所等の教員等を論文審査委員に加えることができる。

◆最終試験

論文審査委員会が学位論文を中心にして口頭による試問によって行う。

◆審査期間

審査委員会は、論文提出後2ヶ月以内に、論文の審査、最終試験及び学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、工学研究科教授会の意見を聴いてその期間を1年以内に限り延長することができる。

◆審査報告

審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験の終了後すみやかに、次の各号について文書をもって工学研究科教授会に報告しなければならない。

- (1) 論文の内容の要旨並びに論文審査の要旨
- (2) 最終試験または試問の結果の要旨及び総合成績
- (3) 学位授与の可否についての意見

審査委員会は、論文審査の結果、その内容が学位を授与するに値しないと認めたときは、試問を行わなくてもよい。この場合には、(2) 及び (3) に関する報告は添付する必要はない。

◆学位授与の可否

報告に基づいて、工学研究科教授会は審議の上、学位授与の可否について議決する。

議決に際しては、工学研究科教授会規程第7条にかかわらず、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。